平成２９年（フ）第７７４号
東京都台東区浅草橋１丁目12―８　誠心Ⅲビル303、開始決定時の住所東京都文京区湯島１丁目２―10―606
破産者　南部健一郎
1　決定年月日　平成29年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７８２号
埼玉県さいたま市見沼区春野２丁目４―５―207
破産者　安田　一郎
1　決定年月日　平成29年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７８３号
東京都葛飾区宝町１丁目１―16―104
破産者　安田　　彩
1　決定年月日　平成29年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８３２号
東京都足立区中川２丁目26―２―101
破産者　田中　洋志
1　決定年月日　平成29年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８３３号
北海道札幌市中央区南一条東５丁目１番地12
破産者　株式会社ボン・ラポート
1　決定年月日　平成29年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８３７号
東京都板橋区高島平２丁目33―１―1330
破産者　高橋　綾子
1　決定年月日　平成29年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８５８号
東京都大田区大森西２丁目13―20―103
破産者　中山　真守
1　決定年月日　平成29年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８９５号
東京都足立区綾瀬５丁目１―２　ＣＡＳＡ51302
破産者　下久多江子
1　決定年月日　平成29年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９４６号
東京都葛飾区白鳥１丁目５―４―206
破産者　遠藤　義朋
1　決定年月日　平成29年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９４７号
東京都大田区仲六郷２丁目26―10―301
破産者　嶋脇　　香
1　決定年月日　平成29年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１１１１号
東京都足立区綾瀬５―１―２　ＣＡＳＡ51302、商業登記簿上の本店所在地神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央４丁目36番17号
破産者　クリスタルジャパン株式会社
1　決定年月日　平成29年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１１１４号
東京都千代田区麹町３丁目４番地
破産者　株式会社スカイランド
1　決定年月日　平成29年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１３２８号
東京都江戸川区瑞江２丁目21―２―101
破産者　石渡　　力
1　決定年月日　平成29年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１３５９号
東京都立川市富士見町１丁目28―２
破産者　櫻井　　良
1　決定年月日　平成29年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１３６２号
埼玉県北葛飾郡杉戸町大字本郷739番地１、商業登記簿上の本店所在地東京都足立区東和３丁目13番１―1517号
破産者　有限会社イーグル技建
1　決定年月日　平成29年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１５９３号
千葉県印西市中央北３―２　イオンモール千葉ニュータウン、商業登記簿上の本店所在地東京都墨田区横川２丁目６番１号
破産者　ＮＳＲ株式会社
1　決定年月日　平成29年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１５９６号
東京都千代田区内神田２丁目５番９号
破産者　有限会社昭洋コーポレーション
1　決定年月日　平成29年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１６０２号
東京都江東区辰巳１丁目５番17―2401号
破産者　遼洋ジャパン株式会社
1　決定年月日　平成29年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１６４３号
東京都板橋区南町41番１号
破産者　株式会社ヴォーグ
1　決定年月日　平成29年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１６４４号
東京都練馬区三原台２丁目３―３―205
破産者　嘉指　　実
1　決定年月日　平成29年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１６４６号
神奈川県藤沢市湘南台２―１―５　ダイナシティ湘南台101、商業登記簿上の本店所在地神奈川県藤沢市湘南台１丁目６番１号
破産者　有限会社栄光貴石
1　決定年月日　平成29年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部